

凡例

- 一、この訳注本は、『歴代寶案』校訂本第一冊第一集巻一〜二二（沖縄県立図書館編、沖縄県教育委員会刊、一九九二年）を底本とする。
- 一、訳注に当たっては原典の文章に忠実であることをむねとする。参照すべき文献がある場合も、明白に誤字・脱字等と認められる場合にのみ校訂を施し、『歴代寶案』のオリジナルテキストとしての性格を最大限に重んじた（例（〇一―三二）総注・（〇七―〇四）注（6））。
- 一、訳文は次の通りとする。
 - 1、各文書に簡単な見出しを付す。
 - 2、いわゆる読み下し文とする。
 - 3、現代仮名遣いを用いる。
 - 4、原文の漢字はなるべく残す。
 - 5、難読の漢字にふりがなを付す。
 - 6、異字・俗字・略字などは、原則として正字（常用漢字を含む）、あるいは通用の字体に改める。数字は簡略な表記とする（例 壹↓一、貳↓二）。同義の字は通用の字体に統一した場合がある（例 觔↓斤、箇↓個、疋↓匹）。
 - 7、避諱や清朝の政策による文字の置きかえは、原文のままとする（例 天啓帝朱由校・崇禎帝朱由檢の避諱により、縁由↓縁繇。夷の彝への置きかえ、華夷↓華彝、夷船↓彝船）。
 - 8、送りがなについては、一般的用法と異なる場合がある。
 - 9、平出・抬頭はとらない。
 - 10、適宜改行する。
 - 11、文字の大きさはほぼ原文にしたがう。
 - 12、不明箇所は、字数の判明するものについてはその字数分を□で示し、わからない場合は□で示す。
 - 13、個人の書きくせなどによる明白な誤字・誤用には特に校訂や注記をしない。

14、人名の姓または名を欠くもので、判明するものについては（ ）を付して補う。

15、年号には（ ）を付して西暦を補う。ただし月日は原文のままとし、太陽暦に置きかえない。したがって十二月末などで、西暦が実際と異なる場合がある。

16、文書の宛先・年月日記載の位置は、必ずしも同一ではないが、便宜的に統一して記す。

一、注釈は次の通りとする。

1、文書ごとに、文書に続けて付す。

2、注は原則として再記せず、訳注本第二冊に索引を付す。

3、次に記すものについては、それぞれに参照されたい。

イ 国王は、在位年代、系譜などを一括して表記し、訳注本第一冊・第二冊ともに付す。

ロ 公文書用語で重要なものは、訳注本第二冊に「歴代宝案を読むための用語解説」（略称「用語解説」）を付す。

4、訳注全般に参照した辞書・文献は別表の通りである。これらについては個別に出典を注記しない。ただし必要な場合には、（ ）内に示

した略称によって注記する。なお、個々に参照した研究書・論文等については、当該の個所に記すにとどめる。

一、底本である校訂本の校訂もおよび校訂の誤りについて、訳注本第二冊に「校訂正誤表」を付す。

一、訳注は、和田久徳・池谷望子・内田晶子・高瀬恭子・土肥祐子・吹抜悠子が担当し、神田信夫氏の助言を得た。

参考文献

(一) は本冊での略称

- 諸橋轍次著『大漢和辞典』 大修館書店 一九八四年修訂版
中文大辞典編纂委員会編『中文大辞典』 台北 中国文化大学出版社
一九七三年
漢語大詞典編輯委員会漢語大詞典編纂処編『漢語大詞典』 漢語大詞
典出版社 一九八五年—一九四年
愛知大学中日大辞典編纂処編『中日大辞典』 大修館書店 一九八六
年増訂版
井上翠著『中国語新辞典』 江南書院 一九五四年
塩谷温編『新字鑑』 弘道館 一九三九年
石山福治編『中国語大辞典』 国書刊行会 一九七四年
劉復・李家瑞共編『宋元以来俗字譜』 一九三〇年 台北 文海出版
社影印本 一九七八年
劉文傑著『歷史文書用語辞典—明・清・民国部分』 四川人民出版社
一九八八年(『歷史文書』)
倪道善編著『明清檔案概論』 四川大学出版社 一九九二年
雷榮廠・姚榮野著『清代文書綱要』 四川大学出版社 一九九〇年
植田捷雄他篇『中国外交文書辞典(清末編)』 一九五四年 国書刊行
会影印本 一九八五年(『外交辞典』)
星斌夫編『中国社会經濟史語彙(正篇)』 光文堂書店 一九六六年
(『社經語彙・正』)
星斌夫編『中国社会經濟史語彙(統篇)』 光文堂書店 一九七五年
(『社經語彙・統』)
星斌夫・鈴井正孝・中道邦彦編『中国社会經濟史語彙(三篇)』 光文
堂書店 一九八八年(『社經語彙・三』)
前間恭作遺稿・末松保和編纂『訓詁史文 附史文輯覽』 一九四二年
国書刊行会影印本 一九七五年(『史文輯覽』)
『六部成語註解』 一九四〇年 大安影印本 一九六二年 浙江古籍
出版社標点本 一九八七年
『アジア歴史事典』 平凡社 一九五九—六二年
『沖繩大百科事典』 沖繩タイムス社 一九八三年(『大百科』)
『沖繩県姓氏家系大辞典』 角川日本姓氏歴史人物大辞典四七、角川
書店 一九九二年
譚其驥主編『中国歴史地図集 第七冊 元・明時期』 上海 地圖出
版社 一九八二年
譚其驥主編『中国歴史地図集 第八冊 清時期』 上海 地圖出版社
一九八七年
『福建省地図冊』 福建省地圖出版社 一九九〇年
臧励蘇等編『中国古今地名大辞典』 商務印書館 一九三一年
青山定雄著『説史方輿紀要索引中国歴代地名要覧』 一九三三年 省
心書房影印本 一九七四年
国立中央図書館編『明人傳記資料索引』 台北 文史哲出版社 一九
六五—六六年(『明人伝記』)
田継綜編『八十九種明代伝記綜合引得』 一九三五年 北京 中華書
局本 一九八七年
杜連誥・房兆楹編『三十三種清代伝記綜合引得』 一九三二年 東方
学研究日本委員会影印本 一九五九年

Goodrich & Fangled), *Dictionary of Ming Biography* (明代名人伝)
Columbia U.P. 1976.

A.W.Hummel(ed), *Eminent Chinese of the Ch'ing Period* (清代名人(略) Library of Congress, 1943.

吳廷燮撰『明督撫年表』 一九一八年 北京 中華書局 一九八二年

錢実甫編『清代職官年表』 北京 中華書局 一九八〇年

臨時台灣旧慣調査会編『清国行政法』 一九〇五—一五年 大安影印
本 一九六五—六六年

『那霸市史 資料篇第一卷四 歴代宝案第一集抄』 一九八六年(『市史宝案抄』)

『那霸市史 資料篇第一卷五 家譜資料(一)』 一九七六年(『家譜(一)』)

『那霸市史 資料篇第一卷六 家譜資料(二)』 一九八〇年(『家譜(二)』)

『那霸市史 資料篇第一卷七 家譜資料(三)』 一九八二年(『家譜(三)』)

『那霸市史 資料篇第一卷八 家譜資料(四)』 一九八三年(『家譜(四)』)

『中山世譜』 琉球史料叢書四 一九四二年 井上書房影印本 一九六二年(『世譜』)

『蔡鐸本中山世譜』 沖繩県教育委員会 一九七三年
『中山世鑑』 琉球史料叢書五 一九四二年 井上書房影印本 一九六二年(『世鑑』)

球陽研究会編『球陽・原文編』 角川書店 一九七四年

『明実録増校勘記』 台北 中央研究院歴史語言研究所 一九六二—六八年

和田久徳『明実録の沖繩史料(一)』 『お茶の水女子大学人文科学紀要』 二四 一九七一年

和田久徳『明実録の沖繩史料(二)』 『南島史学』 創刊号 一九六六年

和田久徳『明実録の沖繩史料補正』 『歴代宝案研究』 第三・四合併号 一九九三年

日本史料集成編纂会編『中国・朝鮮の史籍における日本史料集成 明実録之部(一)』『同、(二)』『同、(三)』 国書刊行会 一九七五年

張廷玉等撰『明史』 北京 中華書局標点本 一九七四年
和田清編『明史食貨志譯註』 東洋文庫 一九五七年

申時行等修『大明会典』 万曆十五年刊 北京 中華書局活字本 一九八八年(『万曆会典』)

中央研究院歴史語言研究所編刊『明清史料』(甲—癸編)一九三〇—七五年 台北 維新書局影印本 一九七二年

張偉仁編『明清檔案』 中央研究院歴史語言研究所 一九八六年—八七年

『清実録』 北京 中華書局影印本 一九八六—八七年
『清実録』 満州国国務院影印本 一九三七年 台北 華文書局影印本 一九六四年

日本史料集成編纂会編『中国・朝鮮の史籍における日本史料集成 清実録之部(一)』『同、(二)』 国書刊行会 一九七六年

趙爾巽等撰『清史稿』 北京 中華書局 標点本 一九七七年
国史館編『清史稿校註』 台北 国史館刊 一九八六—九一年

『大清会典』『大清会典事例』『大清会典图』 光緒二十五年 北京 中

華書局影印本 一九九一年

林燦等纂修『福州府志』 万曆二十四年 北京 書目文獻出版社 日

本藏中国罕見地方志叢刊 一九九〇年（『万曆福州府志』）

謝道承等纂修『福建通志』 乾隆二年 江蘇広陵古籍刻印本 一九八

九年（『乾隆福建通志』）

魯曾煜等纂修『福州府志』 乾隆十九年刊 台北 成文出版社 中国

方志叢書七二号 一九六七年（『乾隆福州府志』）

陳寿祺等纂修『福建通志』 同治十年 台北 華文書局 中国省志彙

編之九 一九六八年（『同治福建通志』）

琉球国中山王一覧表

第一尚氏王統

代	王名	在位年代	系譜関係
一	思紹 ^①	永楽四(一四〇六)―永楽一九(一四二一)	思紹の子
二	尚巴志	永楽二〇(一四二二)―正統四(一四三九)	尚巴志の第二子
三	尚忠	正統五(一四四〇)―正統九(一四四四)	尚忠の子
四	尚思達	正統十(一四四五)―正統一四(一四四九)	尚巴志の第六子
五	尚金福	景泰元(一四五〇)―景泰四(一四五三)	尚巴志の五男とする。
六	尚泰久	景泰五(一四五四)―天順四(一四六〇)	尚泰久の第三子
七	尚徳	天順五(一四六一)―成化五(一四六九)	

第二尚氏王統

代	王名	在位年代	系譜関係
一	尚円	成化六(一四七〇)―成化一二(一四七六)	尚円の弟
二	尚宣威	成化一三(一四七七)	尚円の長子
三	尚真	成化一三(一四七七)―嘉靖五(一五二六)	尚真の第五子
四	尚清	嘉靖六(一五二七)―嘉靖三四(一五五五)	尚清の第二子
五	尚元	嘉靖三五(一五五六)―隆慶六(一五七二)	尚真の玄孫
六	尚永	万曆元(一五七三)―万曆一六(一五八八)	尚元の第三子
七	尚寧	万曆一七(一五八九)―泰昌元(一六二〇)	尚元の孫
八	尚豊	天啓元(一六二二)―崇禎一三(一六四〇)	尚豊の第三子
九	尚賢	崇禎一四(一六四二)―順治四(一六四七)	尚豊の第四子
一〇	尚質	順治五(一六四八)―康熙七(一六六八)	尚質の長子
一一	尚貞	康熙八(一六六九)―康熙四八(一七〇九)	

注 王名は、第一集に関わるもののみとする。

在位年代は『中山世譜』により、異説は注記した。この在位年代は明清の冊封年とは関係しない。

(1) 思紹を尚思紹と呼ぶのは、後世の記述であり、(一〇―一四)や『明実録』では思紹とする。

(2) 尚泰久について『中山世鑑』は尚金福の第一王子とし、『球陽』は尚巴志の五男とする。

(3) 尚徳について『中山世鑑』は尚泰久の第七王子とする。

歴代宝案 訳注本 第一冊

目次

教育長挨拶

凡例

参考文献

琉球国中山王一覧表

目次

第一集

(詔勅)

卷一

序 (二六九七、一一、三〇・康熙三十六年)	1
一〇一〇一 皇帝の、故国王尚金福に代つて尚泰久を国王に封ずる詔(一四五五、七、二〇・景泰六年)	6
一〇一〇二 皇帝より国王(世子ノ誤)尚巴志へ、永楽帝の死去を報ずる勅諭(一四二四、八、一六・永楽二十二年)	7
一〇一〇三 洪熙帝即位の詔(一四二五、二、一・洪熙元年)	8
一〇一〇四 皇帝の、故国王思紹に対する論祭文(一四二五、二、一)	9
一〇一〇五 皇帝より世子尚巴志へ、国王に封ずる勅諭(一四二五、二、一)	9
一〇一〇六 皇帝より国王尚巴志と王妃へ、頒賜品の目録(一四二五、二、一)	10
一〇一〇七 皇帝より国王尚巴志へ、皮弁冠服を給賜し、生漆等の収買を求める勅諭(一四二六、六、一・宣徳元年)	11

一〇一〇八	皇帝より国王尚巴志へ、残りの銅錢による生漆等の収買を求める勅諭(一四二八、一〇、一三・宣徳三年)	11
一〇一〇九	皇帝より国王尚巴志へ、頒賜の勅諭と目録(一四二八、一〇、一三)	12
一〇一一〇	皇帝より国王尚巴志へ、頒賜の勅諭と目録(一四三二、一、二六・宣徳七年)	14
一〇一一一	皇帝より国王尚巴志へ、明と日本国王との通交の仲介を求める勅諭(一四三二、一、二六)	15
一〇一一二	皇帝より国王尚巴志へ、諸物の収買を求めると共に、失った銅錢については不問とするむねの勅諭(一四三二、一、二六)	16
一〇一一三	皇帝より国王尚巴志へ、内官柴山と犯罪人八郎の処置を告げる勅諭(一四三五、三、一五・宣徳十年)	16
一〇一一四	皇帝の、故国王尚泰久に代つて世子尚徳を国王に封ずる詔(一四六一、三、二五・天順五年)	17
一〇一一五	皇帝より世子尚徳へ、国王に封じ冠服等を賜う勅諭(一四六一、三、二五)	18
一〇一一六	皇帝より国王尚徳と王妃へ、頒賜品の目録(一四六一、三、二五)	18
一〇一一七	皇帝より世子尚円へ、使臣が衣服の禁制に違反したことを譴責する勅諭(一四七一、四、八・成化七年)	21
一〇一一八	皇帝の、故国王尚徳に代つて世子尚円を国王に封ずる詔(一四七一、七、八)	22
一〇一一九	皇帝より世子尚円へ、国王に封じ冠服等を賜う勅諭(一四七一、七、八)	22
一〇一二〇	皇帝より国王尚円と王妃へ、頒賜品の目録(一四七一、七、八)	23
一〇一二一	皇帝より国王尚円へ、福州における琉球人の強盗殺人の罪を責め、今後二年一貢とすることを告げる勅諭 (一四七五、四、二〇・成化十一年)	24
一〇一二二	皇帝より国王尚円へ、立太子に際しての頒賜の勅諭と目録(一四七六、四、六・成化十二年)	25
一〇一二三	皇帝の、故国王尚円に代つて世子尚真を国王に封ずる詔(一四七八、七、九・成化十四年)	26
一〇一二四	皇帝より世子尚真へ、国王に封じ冠服等を賜う勅諭と目録(一四七八、七、九)	27
一〇一二五	皇帝より国王尚真へ、二年一貢の遵守を命ずる勅諭(一四八〇、四、二一・成化十六年)	28
一〇一二六	皇帝より国王尚真へ、派遣の人員に違法の行為のないよう人選に留意を求める勅諭(一四八二、五、六・成化十八年)	29
一〇一二七	皇帝より国王尚真へ、立太子に際しての頒賜の勅諭(一四八二、五、六)	29
一〇一二八	皇帝の、故国王尚永に代つて世子尚寧を国王に封ずる詔(一六〇三、三、三・万曆三十一年)	30

一〇二二九	皇帝より世子尚寧へ、国王に封じ冠服等を賜う勅諭と目録（一六〇三、三、三）	31
一〇二三〇	皇帝の、故国王尚永に対する諭祭文と祭品目録（一六〇六・万曆三十四年）	32
一〇二三一	皇帝より国王尚寧へ、薩摩侵入を撫慰し前後の事情の再奏を求める勅諭（二六一〇、一二、一六・万曆三十八年）	33
一〇二三二	泰昌帝即位の詔（二六二〇、八、一・万曆四十八年）	34
一〇二三三	天啓帝即位の詔（二六二〇、九、六）	50

卷二

一〇二〇一	皇帝より国王尚真へ、立太子に際しての頒賜の勅諭と目録（一四九四、五、九・弘治七年）	65
一〇二〇二	皇帝の、故国王尚真に代つて世子尚清を国王に封ずる詔（二五三二、八、 <small>二七</small> ・嘉靖十一年）	65
一〇二〇三	皇帝より世子尚清へ、国王に封じ冠服等を賜う勅諭と目録（二五三二、八、一七）	66
一〇二〇四	皇帝の、故国王尚真に対する諭祭文と祭品目録（一五三二）	67
一〇二〇五	皇帝より世子尚元へ、倭寇に虜掠された中国人の送還を受け、賞賜する勅諭（二五五八、二、一七・嘉靖三十七年）	68
一〇二〇六	天啓帝の大婚の詔（二六二一、四、二九・天啓元年）	69
一〇二〇七	天啓帝の、皇子誕生に際しての詔（二六二三、閏一〇、一六・天啓三年）	70
一〇二〇八	天啓帝の、皇極殿完成に際しての詔（二六二六、一〇、一〇・天啓六年）	79
一〇二〇九	天啓帝の遺詔（一六二七、八、二二・天啓七年）	79
一〇二一〇	崇禎帝即位の詔（一六二七、八、二四）	81
一〇二一一	崇禎帝の、先帝に諡と廟号を奉る詔（二六二七、一〇、八）	90
一〇二一二	崇禎帝の、第一子誕生に際しての詔（二六二九、三、九・崇禎二年）	90
一〇二一三	皇帝の、故国王尚寧に代つて世子尚豊を国王に封ずる詔 世子尚豊を国王に封じ、冠服等を賜う勅諭（二六二九、八、一六）	96
一〇二一四	崇禎帝の、立太子に際しての布告の詔（一六三〇、二、一〇・崇禎三年）	98
一〇二一五	福王朱由崧の、崇禎帝と皇后に諡と廟号を奉る詔（一六四四、六、 <small>□</small> ・崇禎十七年）	103

一〇二一六 福王朱由松の、懿文太子等に諡と廟号を奉る詔（一六四四、七）……………105

一〇二一七 福王朱由松の、皇考福先王等に諡を奉るに際しての詔（一六四四カ）……………107

卷三

一〇三〇一 順治帝の、華南平定に際しての恩例布告の詔（一六四七、二、一二・順治四年）……………111

一〇三〇二 皇帝より琉球国王へ、帰順を促す勅諭（一六四七、六、八）……………116

一〇三〇三 順治帝の、天下一統に際しての大赦の詔（一六四八、一一、一一・順治五年）……………116

一〇三〇四 皇帝より国王（世子尚質ノ謨）へ、明の勅・印の返還を促す勅諭（一六五一、九、八・順治八年）……………121

一〇三〇五 皇帝より鄭芝竜等へ、父子を同安侯等に任ずる勅諭（一六五三、五、〇・順治十年）……………122

一〇三〇六 皇帝の、明の勅・印の返還を嘉し世子尚質を国王に封ずる詔（一六五四、七、一・順治十一年）……………124

一〇三〇七 皇帝より世子尚質へ、国王に封じ綵幣を賜う勅諭と目録（一六五四、七、一）……………125

一〇三〇八 皇帝より世子尚質へ、冊封使の出発遅延と、改めての派遣を報ずる勅諭（一六六二、一〇、二八・康熙元年）……………126

一〇三〇九 皇帝より国王尚質へ、遣使謝恩を嘉尚し頒賜する勅諭と目録（一六六四、八、一一・康熙三年）……………126

一〇三一〇 皇帝より国王尚質へ、遣使進香を嘉尚し頒賜する勅諭と目録（一六六五、九、二〇・康熙四年）……………127

一〇三一〇 皇帝より国王尚質へ、入貢を嘉尚し頒賜する勅諭と目録（一六六九、二、二五・康熙八年）……………128

一〇三一〇 皇帝より国王尚質へ、入貢を嘉尚し頒賜する勅諭と目録（一六七一、九、二四・康熙十年）……………128

一〇三一〇 皇帝より世子尚質へ、入貢を嘉尚し頒賜する勅諭と目録（一六七四、三、一二・康熙十三年）……………128

一〇三一〇 皇帝より世子尚質へ、入貢を嘉尚し頒賜する勅諭と目録（一六八〇、二、二九・康熙十九年）……………129

一〇三一〇 皇帝より世子尚質へ、入貢を嘉尚し頒賜する勅諭と目録（一六八二、二、八・康熙二十一年）……………130

一〇三一〇 皇帝の、世子尚質を国王に封ずる詔（一六八二、六、一一）……………130

一〇三一〇 皇帝より世子尚質へ、国王に封じ綵幣を賜う勅諭と目録（一六八二、六、一一）……………131

一〇三一〇 皇帝の、故国王尚質に対する論祭文（一六八三、八、六・康熙二十二年）……………132

一〇三一九	皇帝より国王尚貞へ、入貢を嘉尚し頒賜する勅諭と目録（二六八三、九、九）……………	133
一〇三二〇	皇帝より国王尚貞へ、遣使謝恩を嘉尚し頒賜する勅諭と目録（一六八四、八、二二・康熙二十三年）……………	133
一〇三二一	皇帝より国王尚貞へ、入貢を嘉尚し頒賜する勅諭と目録（二六八五、一二、七・康熙二十四年）……………	134
一〇三二二	皇帝より国王尚貞へ、入貢を嘉尚し頒賜する勅諭と目録（二六八八、一〇、一〇・康熙二十七年）……………	134
一〇三二三	皇帝より国王尚貞へ、入貢を嘉尚し頒賜する勅諭と目録（二六八九、一〇、一〇・康熙二十八年）……………	135
一〇三二四	皇帝より国王尚貞へ、入貢を嘉尚し頒賜する勅諭と目録（二六九一、九・康熙三十年）……………	135
一〇三二五	皇帝より国王尚貞へ、入貢を嘉尚し頒賜する勅諭と目録（二六九三、一〇、二・康熙三十二年）……………	136
一〇三二六	皇帝より国王尚貞へ、入貢を嘉尚し頒賜する勅諭と目録（二六九五、一〇、一・康熙三十四年）……………	136

（礼部咨）

卷四

一〇四〇一	礼部の、国王尚巴志に対する皮弁冠服頒賜の件の経緯を説明する文書（一四二七、五、二四・宣徳二年）……………	139
一〇四〇二	行在礼部より国王尚巴志あて、朝服の製造と大統暦の福建における給付等を許可する咨（一四三七、六、六・正統二年）……………	141
一〇四〇三	行在礼部より国王尚巴志あて、大統暦を福建で給付し回国させる咨（一四三七、六、一三）……………	143
一〇四〇四	礼部より国王（世子尚寧ノ誤）あて、冊封使は文官を派遣すること、浙江省で拿捕した琉球船の処置、冊封正副使の任命を知らせる咨（一六〇一、一一、二二・万曆二十九年）……………	144
一〇四〇五	礼部より国王尚寧あて、福建人阮国・毛国鼎の琉球移籍の許可を知らせる咨（一六〇七、一二、一三・万曆三十五年）……………	155
一〇四〇六	礼部より琉球国あて、請封に対し、奏請の表文・通国の印結を求める咨（一六二三、三、六・天啓三年）……………	159
一〇四〇七	礼部より琉球国あて、請封の件は、福建撫按に支障の有無を調査させていることを知らせる咨（一六二六、一二、一四・天啓六年）……………	161
一〇四〇八	礼部より国王尚豊あて、請封を許可し、冊封使を決定したむねの咨（一六二九、六、二〇・崇禎二年）……………	163
一〇四〇九	礼部より国王尚豊あて、貢期を三年二貢に復し、船一隻の増加等の許可を知らせる咨……………	

一〇四一〇 礼部より国王尚豊あて、冊封使に対する餽金を持ち帰らせるむねの咨(一六三五、二、二・崇禎八年) …… 171

一〇四一一 礼部より国王尚豊あて、箋文の形式を正すことを求める咨(一六三六、四、二五・崇禎九年) …… 172

一〇四一二 礼部より国王尚豊あて、白糸など違禁の物の購入を禁ずるむねの咨(一六四〇、閏一、七・崇禎十三年) …… 174

卷五

一〇五〇一 礼部より国王(世子尚質ノ誤)あて、明の勅・印を受領し、新たに印を給して冊封し、特に附搭の土夏布の交易を許すむねの咨 (一六五四、六、一五・順治十一年) …… 177

一〇五〇二 礼部より国王(世子尚質ノ誤)あて、遣官して冊封すること、会同館における交易を許すこと、
ならびに進貢船の停泊地は福建督撫に善処させることを知らせる咨(一六五四、六、一五) …… 178

一〇五〇三 礼部より国王(世子尚質ノ誤)あて、進貢品の数目および二年一貢は、会典にしたがいこれを定例とするむねの咨 (一六五四、六、一五) …… 182

一〇五〇四 礼部より国王尚質あて、謝恩の礼物を受領したむねの咨(一六六四、八、一四・康熙三年) …… 183

一〇五〇五 礼部より国王尚質あて、冊封使の出発遅延をめぐる処分の有免と、勅書の留国についての奏請を許すむねの咨 (一六六四、八、一四) …… 183

一〇五〇六 礼部より国王尚質あて、饋金の收受を勅許したむねの咨(一六六四、八、一四) …… 185

一〇五〇七 礼部より琉球国あて、遭難した慶賀使による進貢の完了を知らせる咨(一六六五、九、二一・康熙四年) …… 186

一〇五〇八 礼部より国王尚質あて、国王及び慶賀使への頒賞を知らせる咨(一六六六、八、一七・康熙五年) …… 187

一〇五〇九 礼部より国王尚質あて、常貢の方物は馬・螺殻・硫黄等とし、非土産品を免ずることの許可を知らせる咨 (一六六六、八、一七) …… 188

一〇五一〇 礼部より国王尚質あて、漂失した方物の補進を免じ、送りがえすむねの咨(一六六六、八、一七) …… 191

一〇五一一 礼部より国王尚質あて、貢物を受領し、頒賞の勅諭を賜うむねの咨(一六六九、二、二八・康熙八年) …… 192

一〇五二二 礼部より国王尚質あて、常貢への頒賞に対して謝恩の必要はないこと、謝恩の際は自ら表文を備うべきことを知らせる咨

(一六六九、二、二八) …… 193

一〇五二三 礼部より国王尚質あて、附搭の土夏布の会同館での交易許可を知らせる咨(一六六九、二、二八) …… 194

一〇五二四 礼部より国王尚質あて、会同館における白糸の収買および到着の進貢船の即日内港に入ることの許可を知らせる咨

(一六六九、二、二八) …… 195

一〇五二五 礼部より世子尚貞あて、貢物を受領し、頒賞の勅諭を賜うむねの咨(一六七一、九、一六・康熙十年) …… 197

一〇五二六 礼部より世子尚貞あて、進貢船の一隻は遭風し賊に奪われたが、別の一隻の方物は受領したむねの咨(一六七一、九、一六) …… 197

一〇五二七 礼部より世子尚貞あて、進貢の際携帯する貨物は、福州柔遠駅で交易を許可するむねの咨(一六七一、九、一六) …… 199

一〇五二八 礼部より世子尚貞あて、進貢船二隻は、貢使の帰国の際に同時に帰すむねの咨(一六七一、九、一六) …… 200

一〇五二九 礼部より世子尚貞あて、貢物を受領し、頒賞の勅諭を賜うむねの咨(一六七四、三、一四・康熙十三年) …… 202

卷六

一〇六〇一 礼部より世子尚貞あて、進貢船は、赴京の貢使が福建に帰るのを待ち、共に帰国させるむねの咨

(一六七四、三、一四・康熙十三年) …… 203

一〇六〇二 礼部より世子尚貞あて、貢物を受領し、頒賞の勅諭を賜うむねの咨(一六八〇、二、二九・康熙十九年) …… 204

一〇六〇三 礼部より世子尚貞あて、皇帝が進貢を嘉尚したむねの咨(一六八一、一二、四・康熙二十年) …… 205

一〇六〇四 礼部より世子尚貞あて、進貢の方物は、今後、硫黄・螺殼・紅銅とし、馬匹・糸煙は免ずるむねの咨(一六八一、一二、一五) …… 205

一〇六〇五 礼部より世子尚貞あて、進貢を嘉尚し、勅諭して文綺等を加賞するむねの咨(一六八二、二、一四・康熙二十一年) …… 206

一〇六〇六 礼部より世子尚貞あて、懇請を容れて、旧例により冊封使を派遣するむねの咨(一六八二、二、一四) …… 207

一〇六〇七 礼部より国王尚貞あて、貢物を受領し、頒賞の勅諭を賜うむねの咨(一六八三、一一、五・康熙二十二年) …… 210

一〇六〇八 礼部より国王尚貞あて、謝恩の禮物を受領し、頒賞の勅諭を賜うむねの咨(一六八四、八、二二・康熙二十三年) …… 211

一〇六〇九 礼部より国王尚貞あて、頒賞を加賜するむねの咨(一六八四、八、二二) …… 211

一〇六一〇	礼部より国王尚貞あて、冊封使に宴金を收受させたむねの咨（一六八四、八、二二）	212
一〇六一一	礼部より国王尚貞あて、陪臣の子弟の国子監入学を許すむねの咨（一六八四、八、二二）	213
一〇六一二	礼部より国王尚貞あて、冊封使に賞功を与え、詔勅を伝国の宝とする奏請を許すむねの咨（一六八四、八、二二）	214
一〇六一三	礼部より国王尚貞あて、漂着の中国人を救助して送還すれば賞賜するむねの咨（一六八四、八、二二）	216
一〇六一四	礼部より国王尚貞あて、外国の進貢の船隻・人数・禁制品その他、海禁を開くに際しての諸規定の密咨 （一六八五、一一、三・康熙二十四年）	217
一〇六一五	礼部より国王尚貞あて、貢物を受領し、頒賞の勅諭を賜うむねの咨（一六八五、一二、八）	220
一〇六一六	礼部より国王尚貞あて、貢物を受領し、頒賞の勅諭を賜うむねの咨（一六八八、一〇、一三・康熙二十七年）	221
一〇六一七	礼部より国王尚貞あて、梁成楫らの国子監入学を知らせる咨（一六八八、一〇、一三）	221
一〇六一八	礼部より国王尚貞あて、貢物を受領し、頒賞の勅諭を賜うむねの咨（一六八九、一〇、一三・康熙二十八年）	223
一〇六一九	礼部より国王尚貞あて、進貢船二隻の人数を二百人以内とし、接貢船一隻も免税とすることを特に許すむねの咨 （一六八九、一〇、一三）	223
一〇六二〇	礼部より国王尚貞あて、貢物を受領し、頒賞の勅諭を賜うむねの咨（一六九一、一〇、一・康熙三十年）	225
一〇六二一	礼部より国王尚貞あて、貢物を受領し、螺殻は今後進貢を免ずるむねを知らせる咨（一六九一、一〇、一）	225
一〇六二二	礼部より国王尚貞あて、官生梁成楫らの帰国を許し、賞賜するむねの咨（一六九一、一〇、一）	226
一〇六二三	礼部より国王尚貞あて、貢物及び謝恩の禮物を受領し、頒賞の勅諭を賜うむねの咨（一六九三、一〇、二・康熙三十二年）	227
一〇六二四	礼部より国王尚貞あて、貢物を受領し、頒賞の勅諭を賜うむねの咨（一六九五、一〇、二・康熙三十四年）	227

（福建布政使司等咨）

卷七

一〇七〇一	冊封副使張祥より国王尚真あて、餽金を辞する書簡（一四七九、一〇、六・成化十五年）	229
一〇七〇二	福建布政司より琉球国あて、遭難の中国官員を送還した琉球船が漂着したため、船隻等を給して帰国させる咨	229

- 一〇七〇三 福建布政司より琉球国あて、貢物の受領と使臣の帰国を知らせる咨（一五九五、五、二七）……………232
- 一〇七〇四 福建布政司より琉球国あて、冊封は世子の請封の後、福建において琉球の使臣に領封させるむねの咨（一五九六、六、□・万曆二十四年）……………233
- 一〇七〇五 福建布政司より琉球国あて、進貢使の財物を劫掠した浙江の哨官等に対する処罰を知らせる咨（一五九九、五、一一・万曆二十七年）……………243
- 一〇七〇六 福建布政司より琉球国あて、関白秀吉の死去を報じた使臣の帰国を知らせる咨（一五九九、五、一一）……………244
- 一〇七〇七 福建布政司より琉球国あて、進貢・謝恩の方物の受領と、使臣の帰国を知らせる咨（一六〇〇、六、一・万曆二十八年）……………245
- 一〇七〇八 福建布政司より琉球国あて、進貢使への給賞の通知と、進貢の硫黄の量目不足は調査し処置するむねの咨（一六〇二、五、九・万曆三十年）……………246
- 一〇七〇九 浙江提刑按察司より琉球国あて、海賊行為の嫌疑をうけた琉球人等の取調べについての咨（一六〇二カ）……………250
- 一〇七一〇 浙江提刑按察司より琉球国あて、海賊行為の嫌疑をうけた福建人林元の処置についての咨（一六〇四、五、二〇・万曆三十二年）……………263
- 一〇七一〇 福建布政司より琉球国あて、冊封使出発の日取りは、別途回答するむねの咨（一六〇五、五、一〇・万曆三十三年）……………263
- 一〇七一〇 福建布政司より琉球国あて、進貢船の遭難の状況と、乗員への救恤および帰国を知らせる咨（一六〇四、六、一三・万曆三十二年）……………264
- 一〇七一三 太常寺少卿夏子陽・光祿寺寺丞王士楨より国王尚寧あて、倭との通商の厳禁を諫言する咨（一六〇七、一二、一九・万曆三十五年）……………266
- 一〇七一四 福建布政司より琉球国あて、補貢の受領と、使臣への賞賜を知らせる咨（一六〇九、六、六・万曆三十七年）……………268
- 一〇七一五 福建布政司より琉球国あて、薩摩侵入の被害の故に十年後に進貢すべきこと、および倭産の貢物は持ち帰らせるむねの咨（一六一三、五、一三・万曆四十一年）……………269
- 一〇七一六 福建総鎮府より（琉球国王あてカ）、貢期は調査の上決定するむねの咨（一六一三、六、九）……………270

一〇七一七	福建布政司より国王尚寧あて、倭の情勢を報じた使臣への給賞を知らせる咨（一六一六、六、二二・万曆四十四年）	271
一〇七一八	福建布政司より琉球国あて、勅諭にしたがい十年の期満ちて後に進貢するよう命ずる咨（一六一九、五、三・万曆四十七年）	272
一〇七一九	福建布政司より琉球国あて、十年の期満ちて進貢した方物の受領を知らせる咨（一六二三、七、一四・天啓三年）	273
一〇七二〇	福建布政司より琉球国あて、天啓帝の即位と大婚の詔書を遣官して開読するむねの咨（一六二三、七、二六）	273
一〇七二一	福建布政司より琉球国あて、慶賀・進香の方物の受領と、使臣への給賞を知らせる咨（一六二五、六、二二・天啓五年）	274
一〇七二二	福建布政司より琉球国あて、請封に対し、甘結の提出を求める咨（一六二七、四、二四・天啓七年）	276

卷八

一〇八〇一	福建布政司より琉球国あて、崇禎帝即位の詔書等を遣官して開読するむねの咨（一六二八、五、一八・崇禎元年）	279
一〇八〇二	福建布政司より琉球国あて、皇子誕生の詔書等を帰国の進貢使に捧持させるむねの咨（一六三〇、六、六・崇禎三年）	279
一〇八〇三	福建布政司より琉球国あて、正使杜三策・副使楊掄を遣わし、世子尚豊を冊封するむねの咨（一六三〇、六、六）	280
一〇八〇四	福建布政司より琉球国あて、封船が未着工につき迎接使の一部が帰国するに際し、その復命のために与える咨 （一六三一、六、六・崇禎四年）	283
一〇八〇五	福建布政司より琉球国あて、慶賀・進香の方物の受領と、使臣への給賞を知らせる咨（一六三一、六、六）	284
一〇八〇六	冊封正使杜三策より世子尚豊あて、迎接使の派遣を受けたが、出発が遅延するむねの咨（一六三一、六、一一）	285
一〇八〇七	冊封副使楊掄より世子尚豊あて、迎接使の派遣を受けたが、出発が遅延するむねの咨（一六三一、六、一一）	286
一〇八〇八	冊封正使杜三策より世子尚豊あて、出発は来夏となるむねの咨（一六三二、六、五・崇禎五年）	287
一〇八〇九	福建布政司より琉球国あて、三回目の迎接使の帰国に際し、その復命のために与える咨（一六三二、五、二九）	288
一〇八一〇	福建布政司より（宛先欠）、四回目の迎接使の帰国に際し、その復命のために与える咨（一六三三、四、一五・崇禎六年）	289
一〇八一〇	福建布政司より琉球国あて、五回目の迎接使の帰国に際し、その復命のために与える咨（一六三三、五、三）	289
一〇八一二	福建布政司より琉球国あて、四回目の迎接使の帰国に際し、その復命のために再度与える咨（一六三三、五、三）	290
一〇八一三	福建布政司より琉球国あて、慶賀の方物の受領と、使臣への給賞を知らせる咨（一六三三、五、三）	291

一〇八一四	冊封正使杜三策より世子尚豊あて、出発を知らせる咨（一六三三、五、二〇）……………	292
一〇八一五	福建布政司より琉球国あて、冊封使を護送し謝恩した船の帰国を知らせる咨（一六三四、六、一一・崇禎七年）……………	293
一〇八一六	福建布政司より琉球国あて、封船の帰還、謝恩の方物の受領、探問の使者の帰国を知らせる咨（一六三四、六、一一）……………	293
一〇八一七	福建布政司より琉球国あて、琉球人救恤に対する謝恩を称して入港した船を帰国させ、貢期を守ることを命ずる咨（一六三六、四、二二・崇禎九年）……………	294
一〇八一八	福建布政司より琉球国あて、探問等を称して来航することを咎め、貢期を守ることを命ずる咨（一六三六、四、二二）……………	303
一〇八一九	福建布政司より世子尚豊あて、慶賀・進香の方物の受領と、使臣への給賞を知らせる咨（一六二六カ）……………	306
一〇八二〇	福建布政司より琉球国あて、謝恩の方物の受領と、使臣への給賞を知らせる咨（一六三六、四、□）……………	307
一〇八二一	福建布政司より琉球国あて、白糸貿易は前年五月に禁止されたが、今回のみ特に許可し以後は嚴禁するむねの咨（一六三八、五、一〇・崇禎十一年）……………	309
一〇八二二	福建布政司より琉球国あて、白糸貿易は今回のみ許可し以後は嚴禁するむねの咨（一六三八、五、二六）……………	311
一〇八二三	福建布政司より琉球国あて、納税して白糸を買うことの請願を却下するむねの咨（一六三九、四、二二・崇禎十二年）……………	316
一〇八二四	福建布政司より（宛先不明）、崇禎帝の諭詔等を遣使して頒布するむねの咨（一六四五カ）……………	317

卷九

一〇九〇一	福建布政司より琉球国あて、招撫使謝必振を派遣すると共に、滞留の琉球使臣を帰国させるむねの咨（一六四九、五、二三・順治六年）……………	319
一〇九〇二	福建布政司より琉球国あて、投誠の表文と共に使臣を赴京させ、その他は帰国させるむねの咨（一六五〇、四、二三・順治七年）……………	322
一〇九〇三	福建布政司より琉球国あて、投誠の表文をもたらした使臣に給賞し、招撫使謝必振と共に帰国させるむねの咨（一六五二、六、二・順治九年）……………	323
一〇九〇四	招撫使謝必振より琉球国長史司あて、明の勅・印の返納を促す咨（一六五二、七、一五）……………	324

一〇九〇五 福建布政司より琉球国あて、明の勅・印をもたらした使臣は赴京させ、その他は帰国させるむねの咨

(一六五三、六、二六・順治十年) …… 327

一〇九〇六 福建布政司より国王(世子ノ誤)尚質あて、冊封使の出発と滞留の琉球使臣の帰国を知らせる咨

(一六六三、五、一三・康熙二年) …… 328

一〇九〇七 福建布政司より国王尚質あて、謝恩の使臣は赴京させ、その他は帰国させるむねの咨(一六六四、四、二七・康熙三年) …… 330

一〇九〇八 福建布政司より国王尚質あて、慶賀・進香の船が難破し、貢物を失ったことの処置についての咨

(一六六五、五、一・康熙四年) …… 332

一〇九〇九 福建布政司より国王尚質あて、慶賀・進香の使臣を、今次の入貢の摘回の員役と共に帰国させるむねの咨

(一六六六、六、一〇・康熙五年) …… 334

一〇九一〇 福建布政司より国王尚質あて、次回より進貢使の来京を許可し、進貢使を接回させるむねの咨

(一六六七、七、二五・康熙六年) …… 335

一〇九一一 福建布政司より国王尚質あて、先に免除した補貢の品を送り返すについての咨(一六六七、七、二五) …… 340

一〇九一二 福建布政司より琉球国あて、使臣の帰国を知らせる咨(一六六九、六、一三・康熙八年) …… 343

一〇九一三 福建布政司より世子尚貞あて、探問、請封、貢使の貿易等について回答する咨(一六七〇、二、二三・康熙九年) …… 344

卷一〇

一一〇〇一 福建布政司より世子尚貞あて、進貢への頒賞に対する謝恩は例がないことを知らせる咨(一六七二、六、五・康熙十一年) …… 347

一一〇〇二 福建布政司より世子尚貞あて、進貢船二隻中の一隻は賊に劫掠されたが、残る一隻の方物を受領したむねの咨

(一六七二、六、五) …… 347

一一〇〇三 靖藩の太僕寺卿管福建布政司より世子尚貞あて、糸絹・布帛の買い付けの許可と、存留の使臣のみを先に帰国させるむねの咨

(一六七四、五、八・康熙十三年) …… 349

一一〇〇四 福建布政司より世子尚貞あて、進貢船の被賊の状況および三藩の乱による滞留の進貢使を漂流民と共に送還することを知らせる咨

一一〇〇五	福建布政司署司事按察司より琉球国あて、進貢船一隻の遅到、十三・十五両年分の補貢の免除、漂流民の送還などについての咨 (二六八〇、五、二八・康熙十九年) ……	357
一一〇〇六	福建布政司より世子尚貞あて、冊封は使臣の来京を待つて決定するむねの咨(二六八一、七、二・康熙二十年) ……	363
一一〇〇七	福建布政司署司事按察司より世子尚貞あて、前年順風が無く帰国できなかった船で、 赴京の使臣を共に帰国させるむねの咨(二六八二、五、一五・康熙二十一年) ……	365
一一〇〇八	冊封正使汪楫より世子尚貞あて、訪琉に先だつ挨拶と、贈物は受けとれないむねの書簡(二六八二カ) ……	367
一一〇〇九	冊封副使林麟焯より世子尚貞あて、訪琉に先だつ挨拶と、贈物は受けとれないむねの書簡(二六八二カ) ……	369
一一〇一〇	冊封副使林麟焯より世子尚貞あて、正使の福建到着を待ち、共に出発するむねの咨(二六八三、五、一・康熙二十二年) ……	370
一一〇一一	福建布政司より世子尚貞あて、冊封使の出發に先んじ、報告のため進貢船一隻の帰国を許し、 もう一隻は封船を案内させるむねの咨(二六八三、五、二九) ……	371
一一〇一二	福建布政司より世子尚貞あて、冊封使を琉球国の迎接使と共に行かせるむねの咨(二六八三、六、一一) ……	373
一一〇一三	福建布政司より国王尚貞あて、謝恩使の入京を許すむねの咨(二六八四、五、二九・康熙二十三年) ……	375
一一〇一四	福建布政司より国王尚貞あて、摘回の員役と、前回の赴京の使臣らを共に帰国させるむねの咨 (二六八五、六、六・康熙二十四年) ……	376
卷一一		
一一一〇一	福建布政司より国王尚貞あて、進貢使を接回船で帰国させるについての咨(二六八六、八、一四・康熙二十五年) ……	379
一一一〇二	福建布政司より国王尚貞あて、漂流民を前例に従つて救恤し、進貢使と共に送還するむねの咨(二六八六、八、一四) ……	381
一一一〇三	福建布政司より国王尚貞あて、梁成楫等の国子監入学許可を知らせ、進貢は今後は定額のみとするよう命ずる咨 (二六八八、五、七・康熙二十七年) ……	382
一一一〇四	福建布政司より国王尚貞あて、逃亡した漂流民を捕えて送還することを知らせる咨(二六八九、四、二八・康熙二十八年) ……	385

一一一〇五 福建布政司より国王尚貞あて、進貢船二隻と接貢船一隻の三隻を免税とし、進貢船の人数は特に二百人とする事、

および漂流民の一部の再逃亡を知らせる咨（一六九〇、五、一三・康熙二十九年）… 388

一一一〇六 福建布政司より国王尚貞あて、進貢の受け入れと、貢船と共に漂流民を送還することを知らせる咨

（一六九一、五、二一・康熙三十年）… 394

一一一〇七 福建布政司より国王尚貞あて、以後方物の螺殻の進上を免ずること、および進貢使と共に官生を帰国させることを知らせる咨

（一六九二、五、一七・康熙三十一年）… 397

一一一〇八 福建布政司より国王尚貞あて、新たな方物の錫等については進貢使の北京到着をまち再議することを知らせる咨

（一六九三、五、二九・康熙三十二年）… 399

一一一〇九 福建布政司より国王尚貞あて、進貢使を接回船で帰国させるについての咨（一六九四、閏五、一七・康熙三十三年）… 402

一一一一〇 福建布政司より国王尚貞あて、進貢の受け入れと、進貢船と共に漂流民を送還することを知らせる咨

（一六九五、五、一五・康熙三十四年）… 404

一一一一一 福建布政司より国王尚貞あて、進貢使を接回船で帰国させるについての咨（一六九六、五、一五・康熙三十五年）… 406

一一一二二 福建布政司より国王尚貞あて、進貢の受け入れと、員役の摘回を知らせる咨（一六九七、五、一四・康熙三十六年）… 408

（表奏）

卷二二

一一二〇一 国王尚巴志の、洪熙帝の即位を慶賀する表（一四二五、閏七、一七・洪熙元年）… 411

一一二〇二 国王尚巴志の、朝貢の帰途に宝鈔を詐取されたことを訴える奏（一四二五、閏七、一七）… 411

一一二〇三 国王尚巴志の、皮弁冠服の頒賜を請う奏（一四二五、閏七、一七）… 413

一一二〇四 国王尚巴志の、皇太子あての慶賀の箋（一四二五、閏七、一七）… 413

一一二〇五 国王尚巴志の、皇太子あての冊封と先王への賜祭に謝する箋（一四二五、閏七、一七）… 414

一一二〇六 国王尚巴志の、勅諭をうけ、とりあえず買付けけた分の生漆・磨刀石を先ず進めるむねの奏（一四二八、二、一一・宣徳三年）… 414

一一二〇七	国王尚巴志の、勅諭をうけ、とりあえず買い付けた分の生漆・磨刀石を先ず進めるむねの奏（一四二八、一〇、□）	415
一一二〇八	国王尚巴志の、生漆・磨刀石を買い付けた船の難破により、上進の品は自弁するむねの奏（一四三一・宣徳六年）	416
一一二〇九	国王尚巴志の、国王および王相懷機に対する頒賜に謝して進貢する奏（一四三一、四、六）	417
一一二一〇	国王尚巴志の、日本国王への勅諭の仲介についての奏・啓（一四三四、五、一・宣徳九年）	417
一一二一一	国王尚巴志の、勅諭により収買した品、および自進の品についての奏・啓（一四三四、五、一）	418
一一二一二	国王尚巴志の、国王および王相懷機に対する頒賜に謝して進貢する奏・啓（一四三四、五、一）	419
一一二一三	国王尚巴志の、日本に使すべき内官柴山の非違不法を報ずる奏・啓（一四三四、□、□）	420
一一二一四	国王尚巴志の、正統帝の即位を慶賀する表（一四三五、□、□・宣徳十年）	422
一一二一五	国王尚巴志の、内官柴山と犯罪人八郎の処置について謝する表（一四三五、□、□）	422
一一二一六	国王尚巴志の、国王および王相懷機に対する頒賜に謝して進貢する奏（一四三六、九、二四・正統元年）	423
一一二一七	世子尚忠の、父王尚巴志の死去を告げ、請封する奏（一四四一、七、六・正統六年）	423
一一二一八	国王尚徳の、冊封と先王への賜祭に謝して進貢する奏（一四六三、八、四・天順七年）	424
一一二一九	国王尚徳の、附搭の物貨に対し銅錢の給与を請い、進貢する奏（一四六五、八、一五・成化元年）	425
一一二二〇	国王尚円の、冊封と先王への賜祭に謝して進貢する奏（一四七二、九、二八・成化八年）	426
一一二二一	国王尚円の、前年の進貢使の強盗殺人事件を釈明し、従来通りの一年一貢を請う奏（一四七六・成化十二年）	427
一一二二二	長史梁応の、皇太子冊立の詔の頒賜を請う奏（一四七六、三、五）	429
一一二二三	長史梁応の、皇太子冊立の詔の頒賜を再び請う奏（一四七六、三、一五）	429
一一二二四	監国世子尚眞の、父王尚円の死去を告げ、請封する奏（一四七七、八、二〇・成化十三年）	430
一一二二五	国王尚円の、滿刺加国・暹羅国からの帰途に遭難した琉球人の救助に謝して進貢する奏	431
一一二二六	国王尚清の、進貢の表（一五四三、二、□・嘉靖二十二年）	432

一一三二二	世子尚賢の、納税して白糸を購入する件の再議を請う奏（二六四四、二、二八）	446
一一三二三	世子尚賢の、皇太子あての進貢の箋（一六四四、二、二八）	447

卷一四

一一四〇一	世子尚質の、清朝に帰順し、朝貢の延期を請う表（二六四九、一一、一三・順治六年）	449
一一四〇二	世子尚質の、明の勅・印を返納し、帰順する表（二六五三、二、二七・順治十年）	450
一一四〇三	世子尚質の、賜印および貿易の便宜・安全を請う奏（二六五三、二、二七）	452
一一四〇四	国王尚質の、冊封に謝して進貢する表（一六六三、一〇、二二・康熙二年）	453
一一四〇五	国王尚質の、冊封に謝し、冊封使の出発遅延をめぐる処分宥免と勅書・勅諭の留国を請う奏（二六六三、一〇、二二）	454
一一四〇六	国王尚質の、冊封使に宴金を收受させることを請う奏（二六六三、一〇、二二）	456
一一四〇七	国王尚質の、康熙帝の即位を慶賀する表（二六六四、二、一五・康熙三年）	457
一一四〇八	国王尚質の、進貢の表（一六六六、二、九・康熙五年）	457
一一四〇九	国王尚質の、頒賜に謝する奏（一六六六、二、九）	457
一一四一〇	国王尚質の、柔遠駅の現状を述べ、善処を要望する奏（二六六六、二、九）	458
一一四一一	国王尚質の、進貢の表（一六六八、二、一五・康熙七年）	460
一一四一二	国王尚質の、白糸貿易の許可の再確認と、貢船の即日入港を請う奏（二六六八、二、一五）	461
一一四一三	世子尚貞の、進貢の表（一六七〇、一〇、一三・康熙九年）	462
一一四一四	世子尚貞の、福州柔遠駅での白糸等の交易の許可を請う奏（一六七〇、一〇、一三）	463
一一四一五	世子尚貞の、赴京の使臣等を除き、速やかに使臣を貢船で帰国させることを請う奏（一六七〇、一〇、一三）	464
一一四一六	世子尚貞の、進貢の表（一六七二、一〇、一五・康熙十一年）	465
一一四一七	世子尚貞の、貢船の速やかな帰国を再び請う奏（一六七二、一〇、一五）	466
一一四一八	世子尚貞の、進貢の表（一六七八、一〇、二八・康熙十七年）	467

卷一五

一一四一九	世子尚貞の、進貢の表（二六八〇、九、三〇・康熙十九年）	467
一一四二〇	世子尚貞の、請封の表（二六八〇、九、三〇）	468
一一四二一	世子尚貞の、請封の奏（二六八〇、九、三〇）	469
一一五〇一	世子尚貞の、進貢の表（二六八二、一〇、一二・康熙二十一年）	471
一一五〇二	国王尚貞の、冊封に謝して進貢する表（二六八三、一一、二・康熙二十二年）	472
一一五〇三	国王尚貞の、冊封に謝すると共に、冊封使の勤勞を明らかにする奏（二六八三、一一、二）	473
一一五〇四	国王尚貞の、冊封使に宴金を收受させることを請う奏（二六八三、一一、二）	475
一一五〇五	国王尚貞の、進貢の表（二六八四、一一、二五・康熙二十三年）	475
一一五〇六	国王尚貞の、進貢の奏（二六八四、一一、二五）	476
一一五〇七	国王尚貞の、進貢の表（二六八六、一一、四・康熙二十五年）	477
一一五〇八	国王尚貞の、漂流民送還を約すと共に、陪臣の子弟の国子監入学許可に謝する奏（二六八六、一一、四）	477
一一五〇九	国王尚貞の、進貢の表（二六八八、九、一五・康熙二十七年）	478
一一五一〇	国王尚貞の、進貢船二隻と接貢船一隻の三隻を免税とし、進貢船の人数は二百人を限とするを請う奏（二六八八、九、一五）	479
一一五一一	国王尚貞の、進貢の表（二六九〇、一〇、一一・康熙二十九年）	481
一一五一二	国王尚貞の、官生の帰国を請う奏（二六九〇、一〇、一一）	482
一一五一三	国王尚貞の、進貢の表（二六九二、一〇、二五・康熙三十一年）	483
一一五一四	国王尚貞の、官生の帰国したことについての謝恩の表（二六九二、一〇、二五）	484
一一五一五	国王尚貞の、進貢を免じられた螺殻に代えて錫を貢する奏（二六九二、一〇、二五）	486
一一五一六	国王尚貞の、官生の帰国したことにつき謝恩して進貢する奏（二六九二、一〇、二五）	487
一一五一七	国王尚貞の、進貢の表（二六九四、一〇、六・康熙三十三年）	488

一一五―一八	国王尚貞の、進貢の奏（一六九四、一〇、六）……………	489
一一五―一九	国王尚貞の、進貢の表（一六九六、一〇、二〇・康熙三十五年）……………	489

（国王咨）

卷一六

一一六―〇一	国王尚巴志より礼部あて、永楽帝への進香の事、冊封と先王への賜祭に対する謝恩の進貢の事と目録 （一四二五、閏七、一七・洪熙元年）……………	491
--------	---	-----

一一六―〇二	国王尚巴志より礼部あて、皮弁冠服の頒賜を請う事、宝鈔を詐取された事、通事への冠帯給賜を請う事の咨 （二四二五、閏七、一七）……………	493
--------	---	-----

一一六―〇三	国王尚巴志より礼部あて、洪熙帝即位の慶賀の進貢の事、海船の修理を請う事、附搭貨の事、曆日の事の咨 （二四二五、閏七、一七）……………	494
--------	---	-----

一一六―〇四	国王尚巴志より礼部あて、進貢の事、附搭貨の事、曆日の事の咨（一四二五、一二、一七）……………	496
--------	--	-----

一一六―〇五	国王尚巴志より礼部あて、長至令節の慶賀の進貢の事、附搭貨の事、曆日の事の咨（一四二六・宣徳元年）……………	497
--------	---	-----

一一六―〇六	国王尚巴志より礼部あて、進貢の事、附搭貨の事の咨（一四二七、四、一七・宣徳二年）……………	497
一一六―〇七	国王尚巴志より礼部あて、海船賜与への謝恩の進貢の事、附搭貨に対し永楽銭支給を請う事の咨 （一四二八、一、一四・宣徳三年）……………	498

一一六―〇八	国王尚巴志より礼部あて、勅諭をうけ、とりあえず買付けた分の生漆・磨刀石を先ず進めるむねの咨（一四二八、二、一一）……………	499
--------	---	-----

一一六―〇九	国王尚巴志より礼部あて、皮弁冠服頒賜に対する謝恩の進貢の咨と目録（一四二八、二、一一）……………	500
--------	--	-----

一一六―一〇	国王尚巴志より礼部あて、万寿聖節の慶賀の進貢の事、附搭貨の事、曆日の事の咨（一四二八、九、二）……………	501
--------	--	-----

一一六―一一	国王尚巴志より礼部あて、進貢の咨（一四二九、三、二〇・宣徳四年）……………	501
--------	---------------------------------------	-----

一一六―一二	国王尚巴志より礼部あて、万寿聖節の慶賀の進貢の事、海船の修理を請う事、曆日の事の咨（一四二九、一〇、一〇）……………	502
--------	--	-----

一一六―一三	国王尚巴志より礼部あて、海船の賜与と附搭貨への銅銭給与に対する謝恩の進貢の事、附搭貨への永楽銭給与を請う事、……………	502
--------	---	-----

海船の修理を請う事の咨(一四三二、三、一九・宣徳六年) ……

- 一一六一四 国王尚巴志より礼部あて、生漆・磨刀石を買い付けた船の難破を知らせる咨(一四三一、四、一〇) …… 504
- 一一六一五 国王尚巴志より礼部あて、国王および王相懷機に対する頒賜に謝して進貢する咨と目録(一四三二、四、一〇) …… 505
- 一一六一六 国王尚巴志より礼部あて、勅諭をうけて買い付けた磨刀石を進上する咨(一四三一、四、一〇) …… 506
- 一一六一七 国王尚巴志より礼部あて、正旦令節の慶賀の進貢の事、海船の修理を請う事、暦日の事の咨(一四三一、九、六) …… 507
- 一一六一八 国王尚巴志より礼部あて、進貢の事、海船の修理を請う事、謝恩船の遭難の事の咨(一四三一、九、六) …… 508
- 一一六一九 国王尚巴志より礼部あて、福建出身の火長の帰国を請う咨(一四三一、九、六) …… 509
- 一一六二〇 国王尚巴志より礼部あて、海船賜与に謝して進貢する咨(一四三二、八、一六・宣徳七年) …… 510
- 一一六一二一 国王尚巴志より礼部あて、海船賜与に謝して進貢する咨(一四三四、三、〇・宣徳九年) …… 511
- 一一六一二二 国王尚巴志より(礼部あてカ)、国王および王相懷機に対する頒賜に謝して進貢する咨と目録(一四三四) …… 512
- 一一六一二三 国王尚巴志より礼部あて、勅諭をうけて買い付けた品の数量と価格を知らせる咨(一四三四、五、〇) …… 514
- 一一六一二四 国王尚巴志より礼部あて、謝恩の進貢の事、内官柴山の非違不法の事などの咨(一四三四、八、一五) …… 515
- 一一六二二五 国王尚巴志より礼部あて、進貢の事、海船の修理を請う事などの咨(一四三五、一、二〇・宣徳十年) …… 517

卷一七

- 一一七〇一 国王尚巴志より(礼部あてカ)、国王と王相懷機への頒賜に対する謝恩の進貢の事、水夫の救助に謝する事、暦日の事の咨
(一四三六、九、二四・正統元年) …… 519
- 一一七〇二 国王尚巴志より礼部あて、朝服の給賜を請う事、暦日の福建での給付ならびに船隻の給賜を請う事などの咨
(一四三六、九、二四) …… 520
- 一一七〇三 国王尚巴志より礼部あて、進貢の咨(一四三七、三、二三・正統二年) …… 521
- 一一七〇四 国王尚巴志より礼部あて、進貢の咨(一四三八、〇、〇・正統三年) …… 521
- 一一七〇五 国王尚巴志より(礼部あてカ)、貢使の僧官に度牒の給賜を請う咨(一四三八、〇、〇) …… 522

一一七〇六	国王尚巴志より礼部あて、正旦令節の慶賀の進貢の咨（一四三八、一〇、四）	522
一一七〇七	国王尚巴志より礼部あて、慶賀の進貢船の難破による補貢の事、海船の賜与を請う事の咨（一四三九、三、六・正統四年）	523
一一七〇八	国王尚巴志より礼部あて、正旦令節の慶賀の進貢の咨（一四三九、四、九）	524
一一七〇九	国王尚巴志より礼部あて、進貢の咨（一四三九、四、二四）	524
一一七一〇	国王尚巴志より礼部あて、進貢の咨（一四四〇、一〇、一六・正統五年）	525
一一七一	世子尚忠より礼部あて、進貢の事、請封の事などの咨（一四四一、七、六・正統六年）	526
一一七一二	世子尚忠より礼部あて、万寿聖節の慶賀の進貢の咨（一四四一、七、六）	526
一一七一三	世子尚忠より礼部あて、正旦令節の慶賀の進貢の事、福州に漂着した琉球船の軍器の返還を請う事の咨 （一四四二、九、一〇・正統七年）	527
一一七一一四	国王尚徳より礼部あて、冊封と先王への賜祭に謝して進貢する咨（一四六三、八、四・天順七年）	528
一一七一一五	国王尚徳より礼部あて、進香と即位慶賀の進貢の事、長史蔡環の子の閩県入籍を請う事の咨（一四六四、八、九・天順八年）	529
一一七一一六	国王尚徳より礼部あて、進貢の事、附搭貨に対し銅銭の給与を請う事の咨（一四六五、八、一五・成化元年）	531
一一七一一七	国王尚徳より礼部あて、進貢の咨（一四六六、一〇、二・成化二年）	532
一一七一一八	国王尚円より礼部あて、冊封と先王への賜祭に謝して進貢する咨（一四七二、九、二八・成化八年）	533
一一七一	国王尚真より（礼部あてカ）、冊封と先王への賜祭に謝して進貢する咨（一四七九、九、二六・成化十五年）	534
一一七二〇	国王尚真より（礼部あてカ）、冊封と先王への賜祭に謝し、皇太子に進貢する咨（一四七九）	534
一一七二二	尚真より冊封使あて、宴金の受領を請う返書（一四七九、一〇）	535

卷一八

一一八〇一	国王尚真より布政司あて、陪臣の子弟の国子監入学を請う咨（一四八一、八、一二、成化十七年）	537
一一八〇二	国王尚寧より冊封正副使あて、宴金の收受を請う咨（一六〇六・万曆三十四年）	537
一一八〇三	国王尚寧より布政司あて、薩摩侵入を報ずる咨（一六〇九、五・万曆三十七年）	539

一一八〇四	法司馬良弼より礼部あて、貢期に遅れたことを詫びて進貢する咨(一六二〇、一、二〇・万曆三十八年)	543
一一八〇五	法司馬良弼より布政司あて、貢期に遅れた事情を報告して進貢する咨(一六一〇、一、三〇)	545
一一八〇六	国王尚寧より布政司あて、国王の帰国を報じて進貢する咨(一六一二、一、□・万曆四十年)	548
一一八〇七	国王尚寧より布政司あて、王銀詐取の犯人を逮捕して銀を取り立てることを求める咨(一六一三、二、一一・万曆四十一年)	550
一一八〇八	国王尚寧より礼部あて、十年後の進貢を命ずる勅諭を受け、常貢の回復を請う咨(一六一四、九、二四・万曆四十二年)	551
一一八〇九	世子尚豊より按察司あて、父王の死去を告げて請封すると共に、十年の期満ちて進貢する咨 (一六二二、八、二二・万曆四十九年)	554
一一八一〇	世子尚豊より礼部あて、通国の印結と世子の表文を備えて請封する咨(一六二五、二、一九・天啓五年)	556
一一八一〇	世子尚豊より礼部あて、詔書をもたらしした使者を護送する咨(一六二五、二、一九)	557
一一八一〇	世子尚豊より礼部あて、漂流民の救恤と送還に謝して進貢する咨(一六二五、二、一九)	558
一一八一〇	世子尚豊より布政司あて、通国の印結と世子の表文を備えて請封する咨(一六二五、二、一九)	559
一一八一〇	世子尚豊より布政司あて、詔書をもたらしした使者を護送する咨(一六二五、二、一九)	560
一一八一〇	世子尚豊より布政司あて、漂流民の救恤と送還に謝して進貢する咨(一六二五、二、一九)	560
一一八一〇	世子尚豊より布政司あて、暫く五年一貢とする勅旨に対し、二年一貢を請う咨(一六二五、二、一九)	561
一一八一〇	世子尚豊より布政司あて、船の難破のため、詔書をもたらしした使者を上船にて護送するむねの咨(一六二五、二、一九)	563
一一八一〇	世子尚豊より巡撫あて、請封の咨(一六二五、二、一九)	564
一一八一〇	世子尚豊より巡海道あて、進貢船と慶賀・進香船の安否を問う咨(一六二五、□)	566
一一八一〇	世子尚豊より礼部あて、暫く五年一貢とする勅旨にしたがい進貢する咨(一六二六、二・天啓六年)	567
一一八一〇	世子尚豊より礼部・布政司あて、請封の咨(一六二六、二、□)	568
一一八一〇	世子尚豊より布政司あて、暫く五年一貢とする勅旨にしたがい進貢する咨(一六二六、二、□)	569
一一八一〇	三法司より布政司あて、請封の甘結(一六二七、□、□・天啓七年)	570
一一八一〇	世子尚豊より礼部あて、請封の咨(一六二七)	571

一一八―二五 世子尚豊より布政司あて、甘結を備えて請封する咨(一六二七)……………573
 一一八―二六 世子尚豊より布政司あて、遣船一隻の安否をたずね、接回のために遣船する等の咨(一六二七、二、二二)……………575

卷一九

一一九―〇一 世子尚豊より礼部あて、暫く五年一貢とする勅旨にしたがい進貢する咨(一六三〇、一、一九・崇禎三年)……………577
 一一九―〇二 世子尚豊より布政司あて、暫く五年一貢とする勅旨にしたがい進貢する咨(一六三〇、一、一九)……………578
 一一九―〇三 長史司より指揮使閔邦基あて、琉球で逃亡した中国人鼓手の送還についての牒(一六三〇、一、一九)……………580
 一一九―〇四 長史司より正議大夫鄭俊あて、琉球で逃亡した中国人鼓手の送還についての牒(一六三〇、二、三)……………581
 一一九―〇五 世子尚豊より布政司あて、冊封使に対する迎接使派遣の咨(一六三〇、一〇、一〇)……………582
 一一九―〇六 世子尚豊より冊封正使杜三策あて、迎接使派遣の咨(一六三〇、一〇、一〇)……………584
 一一九―〇七 長史司より福州府海防館あて、水夫の携帯する螺殻の扱いについての故牒(一六三〇)……………586
 一一九―〇八 世子尚豊より礼部あて、皇太子冊立を慶賀して進貢する咨(一六三一、三・崇禎四年)……………588
 一一九―〇九 世子尚豊より布政司あて、冊封使に対する迎接使派遣の咨(一六三一、一〇、〇)……………589
 一一九―一〇 世子尚豊より冊封正使杜三策あて、迎接使派遣の咨(一六三一、一〇、〇)……………589
 一一九―一一 世子尚豊より冊封副使楊掄あて、迎接使派遣の咨(一六三一、一〇、〇)……………590
 一一九―一二 世子尚豊より布政司あて、冊封使に対する迎接使派遣の咨(一六三二、二、一六・崇禎五年)……………592
 一一九―一三 世子尚豊より冊封正使杜三策あて、迎接使派遣の咨(一六三二、二、一六)……………592
 一一九―一四 世子尚豊より冊封副使楊掄あて、迎接使派遣の咨(一六三二、二、一六)……………593
 一一九―一五 世子尚豊より布政司あて、冊封使に対する迎接使派遣の咨(一六三二、九、一七)……………594
 一一九―一六 世子尚豊より冊封正使杜三策あて、迎接使派遣の咨(一六三二、九、一七)……………595
 一一九―一七 世子尚豊より冊封副使楊掄あて、迎接使派遣の咨(一六三二、九、一七)……………596
 一一九―一八 世子尚豊より布政司あて、冊封使に対する迎接使派遣の咨(一六三三、二、四・崇禎六年)……………597

一一九一九	世子尚豊より冊封正使杜三策あて、迎接使派遣の咨(一六三三、二、四)……………	597
一一九二〇	世子尚豊より冊封副使楊倫あて、迎接使派遣の咨(一六三三、二、四)……………	598
一一九二一	国王尚豊より礼部あて、冊封と先王への賜祭に謝して進貢する咨(一六三三、一〇、一五)……………	599
一一九二二	国王尚豊より布政司あて、冊封と先王への賜祭に謝して進貢する咨(一六三三、一〇、一五)……………	600
一一九二三	国王尚豊より布政司あて、漂流人の救恤と送還とに謝して進貢する咨(一六三五、二、 ^(一九) □・崇禎八年)……………	601

卷二〇

一一二〇〇一	国王尚豊より礼部あて、三年二貢の回復と貢物の増加の許可に謝して進貢する咨(一六三六、一〇、□・崇禎九年)……………	605
一一二〇〇二	国王尚豊より布政司あて、三年二貢の回復と貢物の増加の許可に謝して進貢する咨(一六三六、一〇、□)……………	607
一一二〇〇三	三法司より福州府知府あて、王銀詐取の犯人を逮捕し、銀を取り立てることを請う申 付、相手方の名と銀の額の一覧(一六三六、一〇、□)……………	610
一一二〇〇四	長史司より福州府海防館あて、王銀詐取の犯人を逮捕し、銀もしくは相当量の白糸を取り立てることを請う牒 付、相手方の名と銀の額の一覧(一六三六、一〇、□)……………	613
一一二〇〇五	国王尚豊より布政司あて、進貢船二隻の消息を問う咨(一六三八、一、二五・崇禎十一年)……………	615
一一二〇〇六	国王尚豊より礼部・布政司あて、硫黄は自ら煎熟して、崇禎十一年分の定額および前年の不足分を買するむねの咨 (一六三八、一〇、二〇)……………	617
一一二〇〇七	国王尚豊より礼部・布政司あて、納税して白糸を購入することを請う咨(一六三八、一〇、□)……………	619
一一二〇〇八	国王尚豊より福建都指揮司あて、硫黄は自ら煎熟して、崇禎十一年分の定額および前年の不足分を買するむねの咨 (一六三八、一〇、二〇)……………	620
一一二〇〇九	国王尚豊より布政司あて、王銀詐取の犯人の処罰と銀の取り立てを請う咨 付、相手方の名と銀の額の一覧 (一六三八、一〇、二〇)……………	621
一一二〇一〇	三法司より福州府知府あて、王銀詐取の犯人から銀を取り立てることを請う申 付、相手方の名と銀の額の一覧	

一〇二〇一 長史司より福州府海防館あて、硫黄は自ら煎熟して、崇禎十一年分の定額および前年の不足分を買するむねの牒 (一六三八、一〇、二〇) …… 624

(一六三八、一〇、二〇) ……

一〇二〇二 国王尚豊の、王銀詐取の犯人に返還を命ずる諭 (一六三八、一〇、二〇) …… 628

一〇二〇三 国王尚豊より礼部あて、進貢の硫黄は煎熟硫黄をもつてするむねの咨 (一六四〇、二、二・崇禎十三年) …… 628

一〇二〇四 国王尚豊より布政司あて、進貢の煎熟硫黄の明細を知らせる咨 (一六四〇、二、二) …… 629

一〇二〇五 国王尚豊より布政司あて、納税して白糸を購入することを請う咨 (一六四〇カ) …… 630

一〇二〇六 国王尚豊より礼部あて、納税して白糸を購入することを請う咨 (一六四〇カ) …… 631

一〇二〇七 世子尚賢より礼部 (布政司ノ誤カ) あて、進貢の咨 (一六四二、二、□・崇禎十五年) …… 633

一〇二〇八 世子尚賢より礼部あて、先王の死去を告げ、請封する咨 (一六四二、三、七) …… 634

一〇二〇九 世子尚賢より布政司あて、進貢船の消息を問う咨 (一六四三、三、一・崇禎十六年) …… 634

一〇二一〇 世子尚賢より礼部あて、進貢の咨 (一六四四、二、二八・崇禎十七年) …… 635

一〇二一一 世子尚賢より礼部あて、請封の咨 (一六四四、二、二八) …… 636

一〇二一二 世子尚賢より礼部・布政司あて、納税して白糸を購入することを請う咨 (一六四四、二、二八) …… 637

一〇二一三 世子尚賢より布政司あて、進貢の咨 (一六四四、二、二八) …… 638

一〇二一四 世子尚賢より布政司あて、請封の咨 (一六四四、二、二八) …… 639

一〇二一五 世子尚賢より布政司あて、進貢船の消息を問う咨 (一六四四、二、二八) …… 639

一〇二一六 三法司より (宛先欠、請封の甘結 (一六四四カ) …… 640

卷二

一一二一〇 世子尚賢より礼部あて、招撫使を護送して投誠し、明の勅・印の返納は来年にするむね報ずる咨 (一六四九、一一、一三・順治六年) …… 643

- 一一二一〇二 世子尚質より福建巡撫あて、滞留して救恤を受けたことに謝する咨（一六四九、一一、一三）…………… 643
- 一一二一〇三 世子尚質より布政司あて、招撫使を護送して投誠し、明の勅・印の返納は来年にするむね報ずる咨（一六四九、一一、一三）…………… 644
- 一一二一〇四 世子尚質より正白旗平国公府（鄭芝竜）あて、滞留して救恤を受けたことに謝する咨（一六四九、一一、一三）…………… 645
- 一一二一〇五 世子尚質より布政司あて、招撫使の再派遣をうけて、明の勅・印を返納し清朝への臣属を表明する咨（一六五三、二、二七・順治十年）…………… 645
- 一一二一〇六 世子尚質より布政司あて、順治十一・十二兩年の遣使して福建の海寇のために入港できなかったため、このたび遣使して順治十年の使臣を接回する咨（一六五六、二、一六・順治十三年）…………… 646
- 一一二一〇七 国王尚質より礼部・布政司あて、冊封に謝して進貢する咨（一六六三、一〇、二二・康熙二年）…………… 648
- 一一二一〇八 国王尚質より礼部・布政司あて、康熙帝即位を慶賀し、順治帝に進香して進貢する咨（一六六四、二、一五・康熙三年）…………… 649
- 一一二一〇九 国王尚質より礼部・布政司あて、常貢の方物は馬・螺殼・硫黄等とし、非土産品を免ずることを請う咨（一六六六、二、九・康熙五年）…………… 650
- 一一二一一〇 国王尚質より礼部・布政司あて、二年一貢の期にしたがい、旧例の他に紅銅等を加えて進貢するむねの咨（一六六六、二、九）…………… 651
- 一一二一一一 国王尚質より礼部・布政司あて、慶賀・進香使が漂失した方物は先に補貢を免ぜられたが、やはり補貢するむねの咨（一六六六、二、九）…………… 652
- 一一二一二二 国王尚質より福建総督あて、借用した船の修理が困難なため、金で補償することを請う咨（一六六六、二、九）…………… 654
- 一一二一二三 国王尚質より布政司あて、前年進貢の朝京・留辺の使臣を接回することを請う咨（一六六七、三、四・康熙六年）…………… 655
- 一一二一二四 国王尚質より布政司・礼部あて、進貢の咨（一六六八、二、一五・康熙七年）…………… 656
- 一一二一二五 国王尚質より布政司・礼部あて、頒賞に対する謝恩の咨（一六六八、二、一五）…………… 657
- 一一二一二六 世子尚質より布政司あて、前年の進貢船の消息を問うと共に、先王の死去を告げ、のちに請封することを知らせる咨（一六六九、三、一三・康熙八年）…………… 658
- 一一二一二七 世子尚質より礼部・布政司あて、欽賞の勅書に謝する咨（一六七〇、一〇、一三・康熙九年）…………… 659
- 一一二一二八 世子尚質より礼部あて、進貢の咨（一六七〇、一〇、一三）…………… 660

一一二一九	世子尚貞より布政司あて、進貢の咨（一六七〇、一〇、一三）	660
一一二二〇	世子尚貞より礼部あて、進貢の咨（一六七二、一〇、一五・康熙十一年）	661
一一二二二	世子尚貞より布政司あて、進貢の咨（一六七二、一〇、一五）	662
一一二二三	世子尚貞より布政司あて、靖南王の叛乱に際し、安否を問う咨（一六七七、二、一八・康熙十六年）	663
一一二二三	世子尚貞より礼部あて、靖南王の叛乱による康熙十三・十五両年の欠貢は明年に進貢し、まず本年の貢を進めるむねの咨 （一六七八、一〇、二八・康熙十七年）	663
一一二二四	世子尚貞より礼部あて、進貢の咨（一六七八、一〇、二八）	664
一一二二五	世子尚貞より布政司あて、進貢の咨（一六七八、一〇、二八）	665
一一二二六	世子尚貞より布政司あて、靖南王の叛乱による康熙十三・十五両年の欠貢は明年に進貢し、まず本年の貢を進めるむねの咨 （一六七八、一〇、二八）	665
一一二二七	世子尚貞より布政司あて、漂流民の救恤と送還に謝する咨（一六七八、一〇、二八）	666
一一二二八	世子尚貞より礼部あて、進貢の咨（一六八〇、九、三〇・康熙十九年）	666
一一二二九	世子尚貞より礼部あて、請封の咨（一六八〇、九、三〇）	667
一一二三〇	三法司の、請封の甘結（一六八〇、九、三〇）	668
一一二三一	世子尚貞より布政司あて、進貢の咨（一六八〇、九、三〇）	669
一一二三二	世子尚貞より布政司あて、請封の咨（一六八〇、九、三〇）	670
一一二三三	世子尚貞より布政司あて、漂流民の救恤と送還に謝する咨（一六八〇、九、三〇）	671

卷二二

一一二二〇一	世子尚貞より礼部あて、方物の馬・糸煙等の減免に謝し、常例に加えて罽屏紙・磨刀石等を進貢するむねの咨 （一六八二、一〇、一二・康熙二十一年）	673
一一二二〇二	世子尚貞より布政司あて、方物の馬・糸煙等の減免に謝し、常例に加えて罽屏紙・磨刀石等を進貢するむねの咨	673

一三二一〇三	世子尚貞より布政司あて、冊封使に対し迎接使を派遣する咨(一六八二、一〇、一二) ……	(一六八二、一〇、一二) ……	674
一三二一〇四	世子尚貞より冊封正使汪楫あて、迎接使派遣の咨(一六八二、一〇、一二) ……	……	675
一三二一〇五	世子尚貞より冊封副使林麟焄あて、迎接使派遣の咨(一六八二、一〇、一二) ……	……	675
一三二一〇六	国王尚貞より礼部あて、冊封と先王への賜祭に謝して進貢する咨(一六八三、一一、二・康熙二十二年) ……	……	675
一三二一〇七	国王尚貞より布政司あて、冊封と先王への賜祭に謝して進貢する咨(一六八三、一一、二) ……	……	676
一三二一〇八	国王尚貞より礼部あて、囲屏紙・蕉布等を減免する命にしたがい進貢する咨(一六八四、一一、二五・康熙二十三年) ……	……	677
一三二一〇九	国王尚貞より布政司あて、囲屏紙・蕉布等を減免する命にしたがい進貢する咨(一六八四、一一、二五) ……	……	678
一三二一一〇	国王尚貞より布政司あて、赴京の使臣等の接回を請う咨(一六八五、一一、一二・康熙二十四年) ……	……	679
一三二一一一	国王尚貞より礼部あて、進貢ならびに、国子監入学の子弟を進貢使に同伴させるむねの咨 (一六八六、一一、四・康熙二十五年) ……	……	679
一三二一二二	国王尚貞より布政司あて、進貢ならびに、国子監入学の子弟を進貢使に同伴させるむねの咨(一六八六、一一、四) ……	……	680
一三二一二三	国王尚貞より礼部あて、進貢の咨(一六八八、九、一五・康熙二十七年) ……	……	681
一三二一二四	国王尚貞より布政司あて、進貢ならびに、漂流民の救恤と送還に謝する咨(一六八八、九、一五) ……	……	681
一三二一二五	国王尚貞より布政司あて、漂流民の救恤と送還に謝し、赴京の使臣の接回を請う咨(一六八九、一〇、二〇・康熙二十八年) ……	……	682
一三二一二六	国王尚貞より礼部あて、進貢の咨(一六九〇、一〇、一一・康熙二十九年) ……	……	683
一三二一二七	国王尚貞より布政司あて、進貢の咨(一六九〇、一〇、一一) ……	……	684
一三二一二八	国王尚貞より布政司あて、赴京の使臣の接回を請い、漂流民の救恤と送還に謝する咨(一六九一、一〇、八・康熙三十年) ……	……	684
一三二二一九	国王尚貞より礼部あて、進貢を免じられた螺殻に代えて錫を買する咨(一六九二、一〇、二五・康熙三十一年) ……	……	685
一三二二二〇	国王尚貞より礼部あて、官生の帰国したことにつき謝恩して進貢する咨(一六九二、一〇、二五) ……	……	686
一三二二二一	国王尚貞より布政司あて、進貢を免じられた螺殻に代えて錫を買し、 官生の帰国したことにつき謝恩して進貢する咨(一六九二、一〇、二五) ……	……	687

一一二二二	国王尚貞より布政司あて、赴京の使臣の接回を請う咨（一六九三、一〇、九・康熙三十二年）	688
一一二二三	国王尚貞より礼部あて、進貢の咨（一六九四、一〇、六・康熙三十三年）	688
一一二二四	国王尚貞より布政司あて、進貢の咨（一六九四、一〇、六）	689
一一二二五	国王尚貞より布政司あて、赴京の使臣の接回を請い、漂流民の救恤と送還に謝する咨（一六九五、一〇、八・康熙三十四年）	690
一一二二六	国王尚貞より礼部あて、進貢の咨（一六九六、一〇、二〇・康熙三十五年）	690
一一二二七	国王尚貞より布政司あて、進貢の咨（一六九六、一〇、二〇）	691